

医推第642号

令和7年8月22日

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県歯科医師会会長
(一社)岡山県病院協会会長

殿

岡山県保健医療部医療推進課長

美容医療に関する取扱いについて

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、令和7年8月15日付け、医政発0815第21号で厚生労働省医政局長により、別添のとおり通知がありましたので、当該内容について御了知の上、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、下記に記載のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

1 ホームページ掲載場所・アドレス

岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/992982.html>